



JPドメイン名紛争処理手続に見られる傾向の変化について：ALFAROME0.JP事件を素材に

島並, 良

(Citation)

仲裁とADR, 4:37-45

(Issue Date)

2009-05

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002680>



ケース研究

JPドメイン名紛争処理手続に見られる傾向の変化について

—ALFAROMEO. JP事件を素材に—

神戸大学大学院法学研究科教授 島並 良

1. 現行制度の概要

(1) ドメイン名紛争とは何か

ドメイン名は、インターネット上のコンピュータを識別するための名前であり、いわばインターネット上の住所表示として、URL（ウェブサイトのアドレス）やメールアドレスなどの一部分として使われている。それは、ルート（トップレベルドメイン）を頂点とした階層構造を持っており、右から左へと順に続く文字列を“.”（ドット）で繋げた構成をとっている。このうち、トップレベルドメインがJPからなるJPドメイン名⁽¹⁾を管理する株式会社日本レジストリサービス（JPRS）⁽²⁾は、2008年3月4日に、JPドメイン名の累計登録数が2008年3月1日時点で100万件を突破し、1,003,285件になったと発表した⁽³⁾。

コンピュータを識別する名前が重複すると、インターネット上で情報の混線が生じるので、それを避けるために、世界中のドメイン名に対してはすべて一意性が担保されている。すなわち、100万件を超えるJPドメイン名⁽⁴⁾についても、1つのドメイン名に対して登録を受けられる主体は1つだけである⁽⁵⁾。そして、1つのドメイン名に対して複数の主体が登録を希望した場合は、基本的には先願主義によって優先劣後が決せられることになる⁽⁶⁾。

しかし、そうすると、他人の氏名や名称、あるいは他人が提供している商品やサービスの名称について、当該他人（以下、商標主

体⁽⁷⁾という）に先んじてドメイン登録を受け、高値での転売や僭称を図る者が現れることになる。そのような典型的な悪しき登録（サイバースクワッティング）については、商標主体からの請求に応じてドメイン名登録を移転したり削除したりすべきことは当然であるが、商標主体同士の争いなど、現実には登録者もまた当該ドメイン名について一定の正当な利益を有することが少なくない⁽⁸⁾。

こうして、希少資源としてのドメイン名の分配をめぐる争い、すなわちドメイン名紛争が生じることとなる。本稿では、このうちJPドメイン名の裁判外紛争解決に焦点を絞り、実際の紛争解決（裁定）例を通じてその手続的・実体的な特徴と課題を検討する。

(2) JPドメイン名紛争処理手続

JPドメイン名に関する紛争解決規範としては、裁判規範としての不正競争防止法の保護規定（不競法2条1項12号）のほか、裁判外規範として、日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が定めた「JPドメイン名紛争処理方針（JP-DRP：Dispute Resolution Policy）⁽⁹⁾」がある。また、JP-DRPを補完する手続的な規範として、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則⁽¹⁰⁾」が定められている。そしてさらに昨年、JPNIC内に設置されたJP-DRP研究会（早川吉尚座長）が、JP-DRPの解釈指針⁽¹¹⁾を作成し公開している。

このJP-DRPに従った裁判外での紛争解決のために、特別に置かれた制度が、「JPドメイン名紛争処理手続」である。同手続による

結論（パネルによる裁定）の前後を問わず、紛争当事者は裁判所へ訴えることができるが⁽¹²⁾、裁判と比較した場合のJPドメイン名紛争処理手続の特徴を挙げるならば、次の3点を指摘することができよう。すなわち、①原則として審理が当事者からの提出書類のみに基づいて行われ、また申立人の救済手段がドメイン名の移転と登録取消しのみであり（損害額の算定等が煩瑣な）損害賠償は認められないという簡便性、②それゆえに申立から最大でも55日以内に裁定結果が出されるという迅速性、③1件の申立について1名パネルによる審理⁽¹³⁾の場合にその手数料が18万円にとどまるという低廉性である。

このように、JPドメイン名紛争処理手続はADRの一般的性質を備えているが、他のさまざまなADRと比較した場合、同手続は手続の被申立人、すなわちJPドメイン名の登録者が手続に取り込まれる際の任意性に特徴がある。JPドメイン名登録者は、JPRSからJPドメイン名の登録を受ける際に予め、将来仮に第三者（商標主体等）から紛争解決の申立があった場合にはJPNICによって認定された紛争処理機関（具体的には、日本知的財産仲裁センター⁽¹⁴⁾だけが認定されている）が行う同手続に参加し、（10日以内の提訴をしない限り）パネルの下した裁定に従うことを承諾している⁽¹⁵⁾。つまり、紛争が生じた後に紛争当事者が任意で合意をして紛争の解決を図るという「狭義の」ADRとは異なり、同手続においては一方当事者である登録者が、JPドメイン名の登録・保有・使用権限と引き替えに、仮に将来紛争が生じた場合にはJPドメイン名紛争処理手続の申立に対して受けて立つことを、制度上強制されているわけである⁽¹⁶⁾。このように、実際に登録を担当した登録機関ではなく登録の有効性や帰属等を相争う私人同士が紛争当事者となり、また登録者がそのような特殊な紛争解決制度に巻き込まれることを強制されているという手続構造は、登録商標の無効審判制度（商標法46条参照）に類似したものである。

(3) 裁定例の全体的傾向

2000年10月の開始から2008年12月末までの間、JPドメイン名紛争処理手続には62件の申立がなされた⁽¹⁷⁾。これら申立に対する裁定のうち、ドメイン名の登録移転を命じるものが50件、登録取消しを命じるものが4件あり、これに対して申立が棄却された例はわずかに4件のみである⁽¹⁸⁾。また、移転または取消しを命じる裁定を不服として、登録者が裁判所に訴えた例が7件あるが、このうち裁定結果が覆ったものは1件⁽¹⁹⁾のみであった。

このとおり、JPドメイン名紛争処理手続（およびその後の裁判手続）では、申立人（商標主体等）が勝利し、登録者が敗れる確率が極めて高い（申立取下事件を除いても、申立棄却率は $4/58=6.9\%$ ）。特に、2006年6月に2例目の棄却裁定が下されるまでは、その傾向が顕著であった（同 $1/46=2.2\%$ ）。この傾向は、他のドメイン名紛争処理手続と比較すると、JP-DRPに固有のものであるとまでは言えないまでも、際立つ特徴と指摘できよう⁽²⁰⁾。

JP-DRPの制定に際しては、国際的な動きと歩調を合わせるという考えから、ICANNが1999年10月に定めた「統一ドメイン名紛争処理手続（UDRP：Uniform DRP）⁽²¹⁾」が実体と手続の両面についてモデルとされた。それにもかかわらず、JPドメイン名紛争処理手続における申立棄却率が（相対的にも）低くとどまっていることについては、その後この理由を分析する研究⁽²²⁾が現れた。それによって明らかにされたのは、JP-DRPには、UDRPから文字としては若干の、しかし意味としては大きな変更が加えられており⁽²³⁾、この変更によりUDRPが前提とする「ミニマル・アプローチ」、すなわち典型的なサイバースクワッティング型紛争のみを対象に登録の取消と移転を認め、その他の紛争形態については申立を棄却して爾後の裁判による最終的・公権的な紛争解決に委ねるという制度本来の建て付けが、JP-DRPでは揺らいでいるという事実であった⁽²⁴⁾。

もっとも、先に述べたとおり、上記研究の成果が公にされた2006年の後半以降、JPドメイン名紛争処理手続における申立棄却率は若干上昇している。そこで次節では、本稿執筆時点における最も新しい棄却例であり、またその裁定文においてミニマム・アプローチへの回帰が強く打ち出されている点で特徴的なALFAROMEО.JP事件を紹介し、若干の検討を加える。

2. ALFAROMEО事件の検討

(1) 事案の概要

申立人X（フィアット・グループ・オートモービルズ・エス・ピー・ユー）は、イタリアに住所を有する法人であり、「アルファロメオ」ブランドの自動車を製造し、日本法人である子会社を通じてわが国でも販売している。また、「ALFA ROMEO」商標および「アルファロメオ」商標に関する、わが国における登録商標権者でもある。

登録者Y（有限会社ネバーランド）は、かつて三重県に住所を有していた日本の会社であり、1999年に「ALFAROMEО.JP」について、また2001年に「ALFAROMEО.CO.JP」について、それぞれドメイン名登録を受けた（以下、これらのJPドメイン名を合わせて本件ドメイン名という）。

そこでXはYに対して、2008年9月に、JPドメイン名紛争処理手続により、本件ドメイン名の移転を請求した（以下、本件申立という）。なお、Yは、本件申立の時点では既に解散と精算終了を経た法人であるが⁽²⁵⁾、その後本件申立の時点までに本件ドメイン名の登録名義は変更されていない⁽²⁶⁾。

(2) 裁定（請求棄却）

1) JP-DRPの基本的な解釈適用のあり方について

「本来、先登録の順のみをもって株式会社日本レジストリサービスによるJPドメイン名登録を契約に基づいて受けることができる

というドメイン名登録の基本的性格からして、商標権者と雖も、著名性の有無に拘わらず、当該ドメイン名登録よりも先行する商標権を有するということによってのみ登録者のドメイン名の登録移転や取消しをなしうるというのでは、インターネット上における自由な活動の基本的リソースであるドメイン名登録のあり方を著しく制限することになり、ひいてはインターネット社会の発展を妨げかねない。」

「確かに、ドメイン名の有する一定の標識的機能において商標権者の有する利益との間で不正な競争的意味を有するような登録や使用がなされるならば、これは極めて明らかな不正な競争行為として制約されねばならない。そして、この判断において商標権者の有する商標が著名性を有するという事情が、当該ドメイン名登録者に関係する『権利または正当な利益を有していないこと』や『不正の目的で』当該ドメイン名の登録または使用を疑わしめる前提事情として考慮に値するものであることは否定しえない⁽²⁷⁾。しかしながら、当該ドメイン名の移転または取消しを申立る（原文ママ）商標権者の側は、そのような自らの商標の著名性が、如何にして相手方であるドメイン名登録者の作為または不作為において当該ドメイン名登録者に関係する『権利または正当な利益を有していないこと』や『不正の目的で』当該ドメイン名の登録または使用と具体的に結びついているのがということを摘示して、JPドメイン名紛争処理方針第4条a⁽²⁸⁾及びb⁽²⁹⁾の要件を満たすだけの事実を十分に主張立証しない限りは、当該ドメイン名登録における先登録ベースで成り立っている秩序を軽々しく覆すことはできないのである。即ち、定型的にサイバースクワッティング（ドメイン名不法占拠行為）として判断し得る行為に迅速に対処することが本件紛争処理方針及び手続規則の解釈適用では重要であり、事案の慎重な検討なくして判明しえないようなハードケースについては、標識法的規制の観点から、不正競争防止法第2条1項12号に基づく訴訟手続に委ねている

のである。」

「……当該ドメイン名について登録者における登録または使用の具体的態様が『不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的）』を有する場合というのは、上記のような同方針の基本的な趣旨に立ち帰れば、不正競争防止法第2条1項12号の場合と比較してもおのずとより謙抑的に解釈適用されねばならない。即ち登録者によるJPドメイン名紛争処理方針第2条c⁽³⁰⁾における登録者自身の告知義務を意図的に潜脱するような場合に等しいドメイン名登録者による当該ドメイン名の登録または使用が現状においてあるならば、当該ドメイン名登録者によるドメイン名の先登録や使用も第三者の商標権に優るべきではないと考えることが合理的であり、同登録者が不正行為を犯した結果としてドメイン名に関する権利を失うこともまた止むを得ない現状があると考えられる場合に限り、その不正な目的でのドメイン名の登録または使用は排除してもよいが、それ以上のことはありえない。これはいいかえれば、単に商標権があるとか、当該商標が著名であるということだけによって商標権者側を保護するというものではないということでもある。この点において、JPドメイン名紛争処理方針a項及びb項は、著名商標の保護を優先する考え方をそのまま直に受け入れるものではないことに、商標権者の側からも正しい注意が向けられねばならない。」

「そうすると、JPドメイン名紛争処理方針（筆者注：4条）b項でいう『ただし、これらの事情に限定されない。』という文言についても、商標権者の側の利益のみを考慮して広く『不正の目的』を解釈適用することは許されず、当該ドメイン名登録者の側における答弁の内容、そこでの弁明において主張立証される事実や事情についても総合的かつ慎重に勘案した上で、真に当該ドメイン名の登録または使用が商標権者の有すべき利益との間で『不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的）』を有するといえる事実・事情がある場合に限

って、厳格に解釈適用されねばならないというべきである。そのため、当該ドメイン名の『登録または使用』について『不正の目的』ありと断じるためには、JPドメイン名紛争処理方針（筆者注：4条）b項(i)から(iv)において摘示されたような『使用されている』事実や『登録がある』という事実とほぼ匹敵するだけの具体的事実が当該ドメイン名登録者の現状において見当たらないままに、この列挙された類型的事実以外によって『『正の目的』が存在すると判断することは、JPドメイン名紛争処理方針本来の趣旨を没却するものといわざるをえない。』

2) 本件へのあてはめについて

JP-DRP 4条a項に定められた取消・移転要件のうち、(i)本件ドメイン名とXの商標の類似性、および(ii)Yが本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないことは、いずれも肯定される。そこで、同(iii)「ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」が問題となるが、このうち「使用」については、本件ドメイン名は現在使用されている旨の主張立証がない⁽³¹⁾。

したがって、あとは、本件ドメイン名の「登録」に際してYに不正目的があったかどうかが問題となるところ、「Xにおいては従来『ALFAROMEО-JP.COM』とのgTLDベースでのドメイン名を登録・使用して何らの問題なくその日本における営業を日本子会社によって行ってきたものの、イタリア本社の方針変更によってccTLDベースでのドメイン名を各国子会社に登録させて使用することが2008年7月ごろに決まったために、急遽本件各ドメイン名の登録をしようとしたところ、そこで初めて本件各ドメイン名がYの登録にかかっていたことを知り、慌てて譲渡交渉に及んだのであり、個人的関心・興味を理由に譲渡を断ったYに対して、JPドメイン名紛争処理方針4条b(ii)などにおけるいかなる『不正の目的』がありうるのかということについての明確な事実の確認もないままに（例えば、本件登録者が『ALFAR-

OMEIO』ばかりでなく、申立人が日本へ輸入販売する他の自動車ブランド[「FIAT」等]についても複数のドメイン名登録を有しているような事情など。(事例略))、本件各ドメイン名をXが至急利用する必要があるというところのみを強調してYに対して譲渡を迫っていた……。このような事実を鑑みると、Xによる本件各ドメイン名の登録自体については、未だXによる「商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために登録し」たものであることを裏付ける事実が、本紛争処理手続申立の時点においても適切に主張立証されたとはいえず、これを理由に本件各ドメイン名の登録について「不正の目的」を認めることはできない。」

「JPドメイン名紛争処理方針4条b本文但書においては、「不正の目的」を認める事情としては同条b(i)から(iv)に列挙されたものに限定されないとしている。しかし、このような「不正の目的」を認めることができる他の「事情」というものが厳格に解釈適用されねばならないことは、JPドメイン名紛争処理方針におけるミニマル・アプローチ…の考え方の重要性について既に述べたところからも明らかである。……列挙された以外の事実として「不正の目的」を認めるということも許されねばならない場合がある……。 (が)、そのような場合であっても、やはりまずJPドメイン名紛争処理方針4条b(i)から(iv)に示されるのに準じる程度に、登録のみであっても「不正の目的」を認定するような類型的事実に匹敵するだけの不正競争的な事情が登録者について認められるかどうかについては、極めて慎重な検討が必要である。」

「本件においては既に述べたように、Yにおいて「ALFAROMEIO.CO.JP」につき「商業上の利得を得る目的」でインターネット上のユーザーを誘引するような「不正の目的」をもった使用が過去になされたやに疑われかねない事実や、本紛争処理手続申立時点においてYが清算を結了した法人であり実質的には個人経営とみられるというようなことはあるものの、それ以外にYあるいはYを実質的

に経営している個人においても、本件各ドメイン名の先登録の地位を取り上げられるべき何らかの「不正な目的」、即ちXの「事業を混乱させることを主たる目的」や「商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために登録し」ようとする目的のようなものに匹敵する「不正の目的」があったというべき明白な事実の主張立証は未だ充分であるとは言えない。従って、この点においてもまた「不正の目的」をもって本件各ドメイン名が登録されているとは認定できない。」

「以上に照らして、本件紛争処理手続における紛争処理パネルは、Yによって登録されたドメイン名「ALFAROMEIO.JP」及び「ALFAROMEIO.CO.JP」がXの商標その他表示と混同を引き起こすほど類似しており、Yはドメイン名について権利又は正当な利益を有していないとは認められるものの、Yのドメイン名が不正の目的で登録され又は使用されているとは認められないとの結論に至った。」

(3) 検討

本件は、ALFA ROMEOという、おそらく自動車の愛好家以外にもかなり知られた商標の商標権者と、同商標について何ら権利や正当な利益を有しない登録者の間でドメイン名の帰属が争われ、後者が勝利した珍しい事例である。裁定を下すにあたってパネルは、悪性の高いサイバースクワッティングから迅速に商標主体を救済することがJPドメイン名紛争処理手続の目的であり、本件のようなその他のハードケースについては訴訟手続に委ねているという点を強調する。このようなミニマル・アプローチの建前が裁定例においてここまで明確に唱われたことは、これまでおそらく例がない。

先にも述べたとおり、JP-DRPが範としたUDRPでは、登録時と使用時の両方において悪意がないとドメイン名の移転・取消しは認められないから、本件のように登録者がドメイン名を使用していない場合には、登録時の

主観を問うまでもなく請求は棄却されることになる。しかし、JP-DRPでは登録時だけに不正目的があっても移転・取消しが認められ、しかも本件申立人ほど知られた商標であれば、登録者にそのような他人の周知商標を一部に含むドメイン名を使用すべき必然性（つまり正当な利益）がないことから、従来は申立人がさほどの立証をしなくても不正目的での登録が認定されてきた⁽³²⁾。

これに対して本裁定では、登録時の不正目的に関する立証をかなり厳格に求めている。何しろ、YはXや、Xの製造するアルファロメオ車とは何らの関係もなく、Y代表者の個人的な興味・関心を理由としてALFAROMEO.JPという本件ドメイン名を登録したフリーライダーであるから、本件ドメイン名に関する使用の正統性を仮に相对比较するならば、当然にXの方に分がある事案である。それにも拘わらず本裁定が、Xの申立を棄却したのは、ひとえにパネルが採った謙抑的なJP-DRP解釈姿勢に尽きよう。そして、先に見たとおり、UDRPを範としたというJP-DRP成立の由来はもちろんのこと、書面による1回限りの主張攻防という手続の簡便性や、また裁判所への出訴を妨げないという裁定の効力など、制度全体の建て付けに鑑みても、実体的な要件に関するこのような謙抑的運用は、制度本来の趣旨に適合しているように思われる。

また殊に、本裁定で結論を導く決め手となったJP-DRP 4条a項(iii)について述べれば、そのテキスト解釈という観点からも、本裁定の立場は首肯しうるものである。というのも、登録者が当該ドメイン名を使用する必然性がないといった客観的事情は、すでにJP-DRP 4条a項(ii)に定める登録者の「権利または正統な利益」の存否という要件で考慮済みだからである。同要件に重ねて、再度同項(iii)に定める不正目的要件で、登録者の当該ドメイン名使用の客観的な必然性を問責するならば、(ii)と(iii)の相互関係を整合的に位置づけることが困難となる。そうであれば、(iii)は(ii)とは異なり、あくまで主観的な悪性（たとえ

ば、JP-DRP 4条b項に例示列举された、高値転売や事業混乱といった害意など）を問う要件として解釈されるべきであろう。そうした立場からは、登録者に当該ドメイン名に関する権利や正当な利益がないとされた本件において、しかし登録時に害意相当の不正目的まではなかったと認定されたことも、決して驚きではない。

さらに、実質的に考えても、本裁定の前後を問わずXはALFAROMEO-JP.COMという非JPドメイン名によって日本の顧客に日本語で情報を提供できている（インターネットの世界から退場を迫られるわけではない）ことや、また逆に、Yが今後正当な目的で本件ドメイン名を使用開始する余地（たとえば、アルファロメオ車の修理や中古車販売のためのウェブサイト開設や、そのような事業者への正当価格でのドメイン名転売）があることを併せ考えると、本裁定は事案の解決としても妥当なものであろう。

広く知られた商標権者が、ドメイン名を使用すらしていない登録者に敗れた、という表面的な結論から受ける印象とは裏腹に、本裁定は、制度本来の趣旨との適合性、テキスト解釈、実質的妥当性といういずれの観点からも、是認されるものである。本裁定を契機として、商標権者等の保護という標識法的運用から、サイバースクワッティング紛争の簡易迅速な解決へ、という運用の変化がさらに一般化するのか、注目したい。

注

(1) トップレベルドメインには、国別のもの(ccTLD)と、国とは関係のない一般的な属性のもの(gTLD;.com,.net,.orgなど)がある。このうち、日本に割り当てられているccTLDがJPドメイン(.JP)である。

(2) ドメイン名について全世界的に調整(トップレベルドメインの新設やドメイン名に関する世界的な方針の調整・策定など)する機関であるICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)との契約で、国別ドメイン名(ccTLD)の1つであるJPドメイン名の登録管理業務を委任されている。具体的には、指定事

業者（JPRSとの契約に基づき、ドメイン名登録者に対しドメイン名の登録・管理に関する窓口サービスを提供している事業者であり、多数存在する）からのドメイン名に関する各種申請を受け、JPドメイン名登録管理データベースに登録する業務のほか、JPドメイン名のネームサーバの運用管理を行っている。

(3) JPドメイン名の登録管理が、当初の担当主体であるJPNICからJPRSへと移管された2001年2月時点でのJPドメイン名登録数は約24万件だったが、2003年には50万件を超え、それから約5年で100万件突破したことになる。

(4) JPドメイン名は、次の3つの種類に大別される。①汎用JPドメイン名は、個人でも組織でも、日本に住所があれば誰でも登録できるJPドメイン名であり、登録できるドメイン名の数に制限はない（漢字やひらがななどを用いた日本語ドメイン名も登録できる）。②属性型JPドメイン名は、CO.JP（企業）、AC.JP（大学等）など、組織の種類ごとに区別されたドメイン名であり、1つの組織が登録できるドメイン名は1つだけである。③地域型JPドメイン名は、CHIYODA.TOKYO.JPのように、市区町村名と都道府県名で構成されたドメイン名であり、個人でも登録できるが、1つの組織・個人が登録できるドメイン名は1つだけである。なお、属性型や地域型のJPドメイン名を持つ者も、さらに汎用JPドメイン名の登録を受けることができる。

(5) 逆に、1つの主体が複数のドメイン名を取得することは、汎用JPドメイン名に限り可能である（前掲注(4)参照）。かつてはJPドメイン名の種類を問わず1組織1ドメインの原則が採られていたが、方針が変更された。

(6) JPNIC「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」7条、同「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」9条。

(7) 典型的には、登録商標権者であるが、不正競争防止法（2条1項1号、2号）による保護を受ける商品等表示（同1号括弧書参照）の主体も含まれる。ただし、ドメイン名は言語によってしか構成されないから、商品等表示のうち氏名、商号、文字商標の主体のみが紛争の対象となる。

(8) 実際の紛争形態としては、①悪意のドメイン名登録者vs商標主体、②ドメイン名登録者vs悪意の商標主体、③ドメイン名登録を受けた商標主体vs受けていない商標主体、という3類型が考えられ、とりわけ処理が困難なのは③の類型である。

(9) <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01060.html>

（2009年4月1日最終閲覧、以下URLについて同じ）。知的財産法を中心とした専門家による検討を経て、2000年10月から実施され、さらに2007年6月から改訂版が実施されている。

(10) <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01061.html>

(11) 「JP-DRP解説」（2008年3月）。<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/JP-DRPguide.pdf>

(12) 申立人（商標主体等）はもちろん、登録者も、裁判所で争う途が認められている。たとえば、パネルの裁定がドメイン名の移転や取消しであったとしても、裁定結果を紛争処理機関が登録機関（JPRS）に通知した後10日間はその実行が保留され、その間に（JPドメイン名紛争処理手続で敗れた）登録者は出訴することが可能である（JP-DRP第4条k項）。ここで登録者は、不正競争防止法2条1項12号の定める不正競争がないことの確認訴訟を提起することになる。

(13) パネルは、当事者の選択により、1名または3名の裁定人（パネルリスト）から構成される。当事者の少なくとも一方が希望すれば3名の裁定人が就き、多数決で裁定が下される。

(14) 同センターに改称する前の工業所有権仲裁センターは、2000年10月にJPドメイン名紛争処理手続業務を開始した。その名称との関係では、ドメイン名紛争が知的財産に関する紛争として把握されていること（同センターは日本弁護士連合会と日本弁理士会の共同で設立された）、およびJPドメイン名紛争処理手続がパネルの裁定に拘束力を付与していないので本来の意味での仲裁とは異なる制度であることに注意を要する。

(15) 具体的には、JP-DRPは、JPRSへのJPドメイン名登録者が登録時の契約によって受け入れた「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」の29条の2と31条(6)、および「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」の25条の2と29条(6)から参照されることにより、これら登録規則の一部に組み込まれ、登録者を拘束することになる。

(16) もっとも、例えば「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が、ADRを「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（1条括弧書）と定義するとおり、日本知的財産仲裁センターのパネルが関与するJPドメイン名紛争処理手続も、「広義の」ADRには含まれることになる。

(17) JPNICウェブサイト「申立一覧」（<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/all.html>）。その後、

2009年4月2日に2件の申立があり、現在も係属中である。

(18) 同上。残る4件は申立が取り下げられたため、裁定が下されなかった。

(19) 東京地判平成14年7月15日判時1796号145頁(MP3.CO.JP事件)。

(20) 例えば、gTLDに関する紛争処理機関であるWIPO仲裁調停センターでの、1999年の運用開始から2009年3月末までの間における結論の割合は、登録移転が9,342件、登録取消しが3,506件、申立棄却が1,632件であり、棄却率は11.3%である(同センターのウェブサイト(<http://www.wipo.int/amc/en/domains/statistics/outcome.jsp>)参照)。

(21) gTLD(前掲注(1)参照)を対象としたドメイン名紛争処理手続。<http://www.icann.org/en/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>

(22) JP-DRP裁定例検討専門家チーム「JP-DRP裁定例検討最終報告書」(JPNIC、2006年)。

(23) その最も大きなものは、申立人がJPドメイン名紛争処理手続の申立をする際に立証を要する事項として、UDRPは登録者のドメイン名が「悪意(in bad faith)」で「登録かつ使用」されていることを挙げる(UDRP4.a.(iii))のに対して、JP-DRPは「不正の目的」で「登録または使用」されていることを挙げる(JP-DRP4条a項(iii))という点にある(下線筆者)。つまりJP-DRPでは、申立人は、登録者が登録時と使用時のいずれか一方での主観的悪性を証すれば足りる(特に登録後に不正目的での使用に転じた場合でも申立が認められる)ので、同時点での悪性を要件とするUDRPよりも勝利する確率が高くなるのである。それを示す典型例として、GOO.CO.JP事件(JP2000-0002)がある(登録者によるドメイン名登録後に、申立人が商標使用を開始した事例で、登録時には(当然に)不正目的はないが、使用時に不正目的があるとしてドメイン名の移転が認められた)。

(24) 前掲注(22)JP-DRP裁定例検討専門家チーム「JP-DRP裁定例検討最終報告書」2-5頁参照(早川吉尚執筆)。

(25) Xの主張によれば、2004年の社員総会により解散、2006年に精算結了。

(26) このため実は、既に法人格を失ったYの被申立適格が問題となりうるところであるが、Yは精算の前後を問わず実質的には個人経営であったためか、XY双方ともにこの点を争っていないので、本稿でも検討対象から除外する。なお登録者が死亡または法人格を喪失した場合であっても、登録料が支払われている限り、JPRSがその事実を覚知

する制度上の術は用意されていない。

(27) 参照、JP-DRP4条a項「第三者(以下「申立人」という)から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこのJPドメイン名紛争処理手続に従うものとする。(i)登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること、(ii)登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと、(iii)登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること。このJPドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら3項目のすべてを立証しなければならない。」

(28) 同上。

(29) JP-DRP4条b項「紛争処理機関のパネルが、本条a項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。(i)登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額(書面で確認できる金額)を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき、(ii)申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき、(iii)登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき、(iv)登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイト、またはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき。」

(30) JP-DRP2条c項「登録者は、ドメイン名の登録申請に際し、またはその維持・更新にあたり、JPRSに対し以下のことを告知する。……(c)不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)で、当該ドメイン名を登録または使用していないこと……上記……の事項が事実でなかった場合、登録者は本方針に従って当該ドメイン名登録の移

転または取消を受ける場合があることに同意する。」

(31) Xからは、本件ドメイン名のうちALFAR OMECO.CO.JPが、過去にメールサービスとして使用されていたことの主張しかなされていない。なお、本稿執筆時点でも、本件ドメイン名を用いたURL (<http://www.alfaromeo.jp> および <http://www.alfaromeo.co.jp>) によって何らかのウェブ

サイトを表示することはできない。

(32) JR-DRP 4 条 a 項(iii)の正当利益要件と、同(ii)の不正目的要件が、従来きちんと区別されることなく運用されてきたことについて、参照、前掲注(22)JP-DRP裁定例検討専門家チーム「JP-DRP裁定例検討最終報告書」38-41頁(早川吉尚執筆)。また、両要件の主張立証責任に関するこれまでの運用について、参照、同書61頁(金子宏直執筆)。